

都市計画課に保管していた金庫の盗難について

1 事件概要

令和2年9月11日（金）午後3時に都市計画課の職員が金庫の存在を確認していたが、土日を含んで、令和2年9月14日（月）午前9時頃に金庫がなくなっているのを確認した。その後、内部で防犯カメラ映像の確認等を実施したが、盗難者の特定には至らなかったため、令和2年10月19日（月）に被害届を飯塚警察署に提出した。

2 被害の概要

(1) 花いっぱい推進協議会 預金通帳（飯塚信用金庫、福岡銀行）

(2) 給油カード

(3) 都市計画課の互助会費等（295,319円）

※通帳印は、印鑑と通帳を別に都市計画課長が管理していた。

※通帳及び給油カードは、盗難発覚後すぐに停止したため、金銭的な被害はなかった。

3 経過

- ・令和2年9月11日（金）15時に都市計画課の職員が、Tシャツ用のお金を金庫に入れる。
- ・令和2年9月14日（月）9時に都市計画課の職員が、Tシャツ用のお金を金庫に入れようとしたらなくなっていた。
- ・令和2年9月14日（月）10時30分に飯塚警察署に連絡。
- ・令和2年9月14日（月）10時50分に飯塚警察署到着、現場検証（指紋採取等）。
- ・令和2年9月14日（月）12時50分に現場検証終了。
- ・令和2年9月14日（月）から9月16日（水）は、職員にて防犯カメラの検証。
- ・令和2年9月17日（木）から18日（金）に、12日（土）と13日（日）に出勤した職員（5階の職員のみ）に事情を聴き、情報収集を行った。
- ・令和2年9月23日（水）から25日（金）に防犯カメラのデータをハードに保存する作業（2週間で映像データが自動で上書きされてしまうため）。

- ・令和2年9月28日（月）に飯塚警察署に出向き被害届を提出しようとしたが、受理にあたっては、事実関係を明確にすることや被害届の内容を確認するため、防犯カメラデータや職員配置のデータ、出勤記録簿が必要であるとのことだった。
- ・令和2年9月30日（水）に9月11日から14日の防犯カメラのデータ、職員名簿、入退庁の記録等を飯塚警察署に提出した。また、防犯カメラについては、詳細にデータの整理と検証をしてほしいとの話があった。
- ・令和2年10月1日（木）から7日（水）にかけて詳細に防犯カメラを確認し、防犯カメラのデータを整理（日時の確認や静止画の保存）し検証した。
- ・令和2年10月8日（木）防犯カメラデータからの一部職員に対し事情を聴いた。
- ・令和2年10月9日（金）飯塚警察署に出向き、防犯カメラの整理等や個別に事情を聴いたことの状況を説明した。被害届の時期については、期限がないことを再度確認し、職員に対する事情の聴き取り終了後に、被害届を提出したい旨を説明した。
- ・令和2年10月12日（月）から16日（金）にかけて、防犯カメラデータから抽出した職員等に対し事情を聴いた。
- ・令和2年10月19日（月）飯塚警察署に出向き、被害届と詳細なデータを提出し記者発表した。

4 原因

都市計画課の受付カウンターの最下段に金庫を保管していた。この場所は、鍵が付いてなく施錠できない場所であったが、重量（10キロ程度）のある金庫であり盗難にあう可能性が低いと考えていたことが原因である。

5 再発防止対策

現金は、通帳で管理すると共に、管理職が通帳と印鑑を別々に保管するものとする。また、花いっぱい推進協議会の通帳に関しては、市金庫にて保管する等の管理方法の見直しを図る。